

## 平成 18 年度水道事業の主な工事

### ●施設改修工事

- ・高本山配水池改修  
高本山にある配水池（1,800 m<sup>3</sup>×2）の屋根の架け替え

### ●配水管布設工事

- ・市の川特定土地地区画整理区域内配水管布設
- ・高坂駅東口第一・第二土地地区画整理区域内配水管布設
- ・国道 407 号バイパス（下押垂）新東松山橋における配水管添架
- ・国道 407 号バイパス（高坂）配水管布設
- ・市道第 1393 号線ほか（大谷）配水管布設
- ・県道深谷・東松山線（材木町）配水管布設

### ●老朽管更新工事

- ・市道第 23 号線ほか（箭弓町）配水管更新
- ・県道深谷・東松山線（松山町）配水管更新

## 漏水調査を実施します。

水道課では、水道水を無駄にしないように漏水箇所を早期に発見するために漏水調査を行っています。今年度は次のとおり計画しています。調査では、宅地内に立ち入らせていただくこともありますので、ご理解とご協力をお願い致します。調査時期が近づきましたら改めてお知らせします。

### ●調査時期

平成 18 年 9 月初旬～平成 19 年 2 月初旬

### ●調査場所

|      |                  |
|------|------------------|
| 大谷地内 | 亀の甲団地            |
| 東平地内 | 中山団地・月中団地        |
| 野田地内 | 東武台団地            |
| 松山地内 | 白坂団地・二ツ木団地・土用山団地 |

●調査員は身分証明書を携帯していますので、不審に思われるときは、提示を求めると、水道課へご連絡ください。

## 貯水槽設置者のみなさまへ

小規模貯水槽水道（有効容量 10 m<sup>3</sup>以下）の設置者は次のような管理及び検査を行う義務があります。適正な維持管理に努めてください。（東松山市水道事業給水条例）

### ●水槽の清掃

1 年に 1 回、定期的に水槽の清掃を行ってください。

### ●水槽の点検

有害物、汚水等により水が汚染されるのを防ぐため、定期的に水槽の点検を行ってください。

### ●水質検査の実施

年に 1 回定期的にじゃ口の水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素（滅菌効果）について、貯水槽維持管理業者などで水質検査を受けてください。

### ●関係者への周知

貯水槽が汚染されていると判明したとき、或いはじゃ口の水に異常がある場合、直ちに給水を停止し、利用者並びに東松山市水道課や衛生行政などの関係者に周知してください。

## 水道メーター交換にご協力を

皆様のご家庭にある水道メーターは、計量法に基づき 8 年間で取り替える必要があります。

水道課では有効期限が来る前に交換しますのでご協力をお願いします。交換費用は無料です。

### ●メーター交換作業

事前に「水道メーター交換のお知らせ」を郵便でお送りします。

作業は委託業者が行ないます。水道課が発行した身分証明書を携帯していますので、ご確認ください。ご不審の際は、水道課へお問い合わせください。

交換作業中は、一時的に水道が使用できなくなります。ご不在の場合でも交換させていただくことがあります。交換後は「水道メーター交換終了のお知らせ」を郵便受け等に入れておきます。

交換後、一時的に濁り水が出る場合がありますので、使い始めに水を少し流してください。